

# おいらせ町 生活支援商品券

利用期間

令和8年4月1日(水)

令和8年5月31日(日)



おいらせ町生活支援商品券

見本

¥1,000



発行者 おいらせ町

利用期間：令和8年4月1日(水)～令和8年5月31日(日)

取扱加盟店各店で**利用期間内**に限り  
ご利用いただけます

問合せ

おいらせ町政策推進課 ☎0178-56-4273 (直通)

最新の情報はおいらせ町ホームページをご覧ください。

おいらせ町ホームページ：<https://www.town.oirase.aomori.jp/>



**「おいらせ町生活支援商品券」は、  
取扱加盟店各店舗で利用期間内に限り  
ご利用いただけます。**

**利用  
期間**

**令和8年4月1日(水)**

**～令和8年5月31日(日)**

※利用期間以外で商品券は利用できません。期間内にご利用ください。

## 本券の利用対象にならないもの

- ①商品券(ビール券、清酒券、おこめ券、店舗が独自に発行する商品券等)、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード、貴金属、有価証券、図書券(図書カード)、金券等の換金性の高いもの
- ②たばこ事業法(昭和59年8月10日法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- ③出資や債務の支払い(税金、保険料、振込手数料、電気・水道・電話料金など)
- ④事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等の購入
- ⑤土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場(一時預かりを除く)等の不動産に関わる支払い
- ⑥現金との換金、金融機関への預け入れ
- ⑦風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に係る支払い
- ⑧特定の宗教・政治団体にかかわるものや公序良俗に反するもの
- ⑨取扱加盟店が独自で利用対象外と定めた商品
- ⑩その他、利用対象商品としてふさわしくないもの

## その他留意事項

- ①生活支援商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能です。
- ②生活支援商品券による購入後は返品はできません。
- ③生活支援商品券は現金化することはできません。
- ④額面に満たない場合でも釣り銭は支払われません。
- ⑤生活支援商品券の紛失及び盗難に対し、発行者はその責を負いません。
- ⑥生活支援商品券は町の金券となります。複製又は製造し、使用した場合は罰せられます。